

大川市議会第4回定例会会議録

令和7年9月19日大川市議会議場に出席した議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

1番	永尾学	8番	龍誠一
2番	宮崎貴仁	9番	平木一朗
3番	古賀寿典	10番	内藤栄治
4番	西田学	11番	川野栄美子
5番	馬淵清博	12番	遠藤博昭
6番	永島幸夫	13番	永島守
7番	宮崎稔子		

2. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	江藤義行
会計管理課長 (兼)会計課長	山田秀幸
人事秘書課長 (併)監査事務局長	山口馨
総務課長 (併)選挙管理委員会事務局長	龍健司
企画課長	古賀章子
学校教育課長	添田宗孝
学校教育課主幹指導主事	下川勝彦

3. 本議会の書記は次のとおりである。

議会事務局長	西原真
議会事務局書記	古賀直
議会事務局書記	松家奈美子
議会事務局書記	原耕平

4. 付議事件

1. 委員 長 報 告

1. 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

1. 議 案 の 上 程

議案第67号 永島守議員に対する議長不信任決議

1. 提 案 理 由 の 説 明

1. 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

1. 議 案 の 上 程

議案第66号 工事請負変更契約の締結について

1. 提 案 理 由 の 説 明

1. 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

1. 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

1. 閉 会 の 宣 告

午前9時30分 開議

○議長（永島 守）

各位の御参集、感謝申し上げます。

出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

ここで御報告を申し上げます。

まず、江藤市長から、9月4日の本会議の一般質問での答弁に関して、一部訂正の発言申出がありましたので、この際、お願いをいたします。市長。

○市長（江藤義行）

皆さんおはようございます。一部発言の訂正をお願いいたします。

9月4日の本会議一般質問において、遠藤議員の質問に対して私の発言の中で、大川市の人口の減少率を5年間平均で7.2%、久留米市が1.9%、うきは市が5.1%、小郡市が1%、大刀洗町だけが三、四%増えているんじゃないかなというふうにお答えしましたが、正確には大川市の人口の減少率は4年間で累計7.1%、久留米市が1.5%、うきは市が5.4%、小郡

市が0.2%減少し、大刀洗町だけが2.1%増えているということでございますので、発言の訂正をさせていただきたいと思えます。

○議長（永島 守）

次に、内藤栄治議員から9月5日の本会議一般質問での発言に関して、一部訂正の発言申出がありましたので、この際、お願いをいたします。内藤議員、自席からどうぞ。

○10番（内藤栄治）

9月5日の本会議、私は一般質問において、鳩山市長のとときに保育料無償化というようなことを他市に先駆けてやられたと発言いたしました。一部発言の訂正をいたします。

正しくは、鳩山市長のとときに保育料を国の基準額より約70%軽減されたであります。

以上です。

○議長（永島 守）

それでは、総務委員会に付託いたしておりました議案第48号 大川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について外4件を一括議題といたします。

これから総務委員会における審査の経過並びに結果について、総務委員長の報告を求めます。総務委員長、遠藤議員。

○総務委員長（遠藤博昭）（登壇）

皆さんおはようございます。私は総務委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第48号 大川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について外4件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、議案第48号 大川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、地方公共団体情報システムの標準準拠システムへの移行に伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたため、所要の改正を行おうとするものであります。

委員会では特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第49号 督促手数料廃止のための関係条例の整備に関する条例の制定について御報告申し上げます。

本議案は、督促状を発した際に徴収する督促手数料に係る事務やその経費負担の削減、納付者の利便性の向上、他市の状況などを総合的に勘案し、督促手数料を徴収しないこととするため、関係する条例について所要の改正を行おうとするものであります。

委員会では、督促手数料廃止に至った経緯をただしたところ、督促状発送に要する費用を一部負担していただくため、100円を徴収しているが、郵送代、人件費も含めると、費用のほうがかかっており、費用対効果や事務負担軽減の面からも、督促手数料を廃止し、徴収率の向上に注力していきたい旨の答弁がなされました。

次に、議案第50号 大川市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第51号 大川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを一括して御説明申し上げます。

これら2議案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業制度の拡充に係る規定を整備し、職員の職業生活と家庭生活の両立支援制度を利用しやすい勤務環境をつくるため、所要の改正を行おうとするものであります。

委員会では特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第62号 令和7年度大川市一般会計補正予算について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正を行おうとするものであり、概要は次のとおりであります。

総務費には、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金過年度分返還金274万8千円が計上されております。

民生費には、障害者福祉管理システム改修業務委託料16万5千円及び保育所等給食支援費補助金1,088万3千円が計上されております。

農林水産業費には、農地の大区画化・集約化推進事業費補助金100万円が計上されております。

以上により、今回の補正総額は1,479万6千円となっておりますが、これが財源といたしましては、歳出に見合う国庫支出金、県支出金及び繰越金をもって充当することとなります。

委員会では、3款2項2目児童措置費の保育所等給食支援費補助金について、認定こども園は対象となるかただしたところ、保育所及び認定こども園が対象であるが、幼稚園型認定

こども園は対象外であり、幼稚園型については福岡県の補助対象となる旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で私の報告を終わります。

○議長（永島 守）

総務委員長の報告は終わりました。

これから総務委員長の報告に対し質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、通告をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、通告をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

まず、議案第48号 大川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の議員の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号 督促手数料廃止のための関係条例の整備に関する条例の制定について採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号 大川市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の議員の起立を

求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号 大川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号 令和7年度大川市一般会計補正予算を採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、文教厚生委員会に付託しておりました議案第54号 令和6年度大川市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について外3件を一括議題といたします。

これから文教厚生委員会における審査の経過並びに結果について、文教厚生委員長の報告を求めます。文教厚生委員長、宮崎貴仁議員。

○文教厚生委員長（宮崎貴仁）（登壇）

おはようございます。私は文教厚生委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第54号 令和6年度大川市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について外3件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、議案第54号 令和6年度大川市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について御報告申し上げます。

本会計における令和6年度の決算額は、歳入総額44億4,150万1,809円に対し、歳出総額41億3,137万5,833円で、差引き残額は3億1,012万5,976円となったため、翌年度へ繰越しを行ったものであります。

委員会では、まず、歳出の1款1項1目一般管理費の委託料に関し、マイナ保険証の登録率についてただしたところ、令和7年7月時点で、国保加入者6,568人のうち、マイナ保険

証登録者は4,524人で、68.88%である。ただし、医療機関での利用率は29.47%となっている。しかしながら、今年度8月以降はマイナ保険証登録者には資格確認書を送付していないので、今後、医療機関での利用率も増えていくことになる。資格確認書を送付しない方には資格情報のお知らせを送付しているので、封入封緘業務委託料や郵送料はかかるが、資格確認書であれば書留で送付するところ、資格情報のお知らせは普通郵便で送付するので、そのような経費は少なくなっていく旨の答弁がなされました。

次に、歳入の1款1項1目一般被保険者国民健康保険税の不納欠損について、どのような事例があるのかただしたところ、一番多い事例は、無財産で、差し押さえる財産がなく、収入も少なく担税能力がない場合である。そのほかで多いのは、本人が亡くなって、納税義務者の承継者がいない、または相続放棄をされている場合で回収できる見込みがない等である。

なお、現年度のみ滞納については催告業務を委託し、過年度を含む滞納は職員が対応する体制としており、受託業者と連携をしながら滞納整理に当たっている旨の答弁がなされました。

委員からは、不納欠損にならないよう、早期から相談をはじめ様々な対応をしていただいていると思う。非常に気を遣う仕事だと思うが、現状を把握した上で、早い段階で解決すべきことは解決し、安定した財政基盤のためにも努力していただきたい旨の意見が開陳されました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決した次第であります。

次に、議案第55号 令和6年度大川市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について御報告申し上げます。

本会計における令和6年度の決算額は、歳入総額7億2,090万5,827円に対し、歳出総額7億1,616万637円で、差引き残額は474万5,190円であります。

委員会では、歳出の1款総務費、2款後期高齢者医療広域連合納付金に関し、一律75歳以上で後期高齢者医療の対象となるが、65歳以上で後期高齢者医療の対象となる一定の障がいをお持ちの方の近年の推移についてただしたところ、まず、後期高齢者医療全体の被保険者数は、令和2年度6,595人、3年度6,520人、4年度6,582人、5年度6,678人、6年度6,852人である。そのうち、65歳以上75歳未満で一定の障がいをお持ちの方、いわゆる早期適用者は、令和2年度217人、3年度225人、4年度214人、5年度203人、6年度189人である。

早期適用者が4年度から毎年少しずつ減っている具体的要因までは分析できないが、対象となる一定の障がいをお持ちの方には65歳になるときに通知を出し、65歳以上75歳未満で対象となる一定の障がいを持つようになられた方には、福祉事務所と連携を取って通知を出している旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決した次第であります。

次に、議案第56号 令和6年度大川市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について御報告申し上げます。

本会計における令和6年度の決算額は、歳入総額39億2,605万7,574円に対して、歳出総額38億135万4,302円で、差引き残額は1億2,470万3,272円であります。

委員会では、まず、歳出の2款2項1目介護予防サービス給付費に関し、令和3年度あたりから毎年500万円から1,000万円ほど上がってきていて、6年度決算は5年度決算と比べて約2,000万円上がっている。これは、団塊の世代とされる後期高齢者の人数が増える中で、要支援及び要介護認定者数も単純に増えているのかただしたところ、指摘のとおり、全てのサービスにおいてほとんどが増額となっており、特に住宅改修や福祉用具については年々増えている旨の答弁がなされました。

さらに委員会では、要支援及び要介護の認定者数をただしたところ、令和7年3月時点で、要支援者1及び2の認定者は合計684人、要介護1から5の認定者は合計1,436人である旨の答弁がなされました。

次に、歳入の6款3項3目ボランティアポイント活用推進事業費補助金に関し、ボランティアサポーターはどれくらいの登録者がいるのか、また、大学生は活動しているのかただしたところ、令和6年度のボランティアサポーター登録者数は138名で、実際に活動された方は57名である。また、その中に学生は含まれていない。学生は授業との兼ね合いなどがあり、サポーターとしてのボランティア活動はできていない旨の答弁がなされました。

さらに委員会では、このボランティアポイント活用推進事業は県から4分の3の補助があるとのことだが、大川市でのポイント利用方法について、また、今後地域通貨でのポイント利用ができないかただしたところ、大川市では以前から紙の手帳にスタンプを押して、年度末にポイントを換金する方法を取っているが、今はカエルカードも採用している。ボランティア活動に対して付与されたポイントがカードにチャージされ、コンビニなどで商品を購入

入できるようになっている。今はカエルカードを使ったポイント利用を推進している旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決した次第であります。

次に、議案第63号 令和7年度大川市介護保険事業特別会計補正予算について御報告申し上げます。

今回の補正は、介護給付費準備基金積立金及び令和6年度介護給付費国庫負担金等の精算に伴う返還金に要する経費として、計1億2,472万3千円を補正し、歳入歳出予算の総額を40億5,972万3千円とするもので、これらの財源としましては、繰越金等をもって充当するとのことであります。

委員会では特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で私の報告を終わります。

○議長（永島 守）

文教厚生委員長の報告は終わりました。

これから文教厚生委員長の報告に対し質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、通告を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

まず、議案第54号 令和6年度大川市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第55号 令和6年度大川市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定につ

いてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第56号 令和6年度大川市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第63号 令和7年度大川市介護保険事業特別会計補正予算を採決いたします。

本案は文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、産業建設委員会に付託いたしておりました議案第52号 大川市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について外4件を一括議題といたします。

これから産業建設委員会における審査の経過並びにその結果について、産業建設委員長の報告を求めます。産業建設委員長、内藤栄治議員。

○産業建設委員長（内藤栄治）（登壇）

皆さんこんにちは。私は産業建設委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第52号 大川市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について外4件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、議案第52号 大川市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部

分休業制度の拡充に係る規定を整備し、職員の職業生活と家庭生活の両立支援制度を利用しやすい勤務環境をつくるため所要の改正を行おうとするものであります。

委員会では特段の異論もなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第57号 令和6年度大川市水道事業会計決算認定について及び議案第59号 令和6年度大川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分については関連しておりますので、一括して御報告申し上げます。

説明によりますと、まず、議案第57号 令和6年度大川市水道事業会計決算認定について、令和6年度の水道事業の収益的収支決算状況は、収入決算額が7億5,100万967円に対して、支出決算額は7億1,722万4,599円で、これにより、収支差引き額として3,377万6,368円が生じております。

次に、資本的収支の収入は2億7,627万8,261円、支出は4億7,916万8,104円で、差引き2億288万9,843円の不足が生じており、不足額は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で補填されております。

次に、議案第59号 令和6年度大川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、令和6年度の未処分利益剰余金1億540万1,698円のうち、3,500万円を建設改良積立金に積み立て、3,510万5,394円を資本金へ組み入れ、残余を繰り越すものであります。

委員会では、利益剰余金が年々減少傾向であるため、今後の水道料金の値上げの必要性についてただしたところ、人口の減少、節水意識の高まり、節水機器の普及により給水収益は減少傾向にある一方、大川市全体の水道管の約31%、長さにして約66キロメートルが法定耐用年数40年を超えており、老朽化した水道管の更新や耐震化など建設改良に必要な投資的経費が増加することが予想される。このため収益の確保は当然のこととして、水道料金に関しては、将来的には見直しを検討していく時期が来ると思うが、直ちに値上げするのではなく、まずは中・長期的な視野で経営分析を行い、内部の経営改善を図っていききたい旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、議案第57号は原案のとおり認定すべきもの、また、議案第59号は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第58号 令和6年度大川市下水道事業会計決算認定について及び議案第60号 令和6年度大川市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分については関連しておりますので、

一括して御報告申し上げます。

まず、議案第58号 令和6年度大川市下水道事業会計決算認定について、令和6年度の下水道事業の収益的収支決算状況は、収入決算額が5億1,712万1,835円に対して、支出決算額は4億5,192万1,807円で、これにより、収支差引き額として6,520万28円が生じております。

次に、資本的収支の収入は2億4,186万4,915円、支出は4億6,779万8,667円で、差引き額は、翌年度へ繰り越される支出の財源に充当する186万円を除いた2億2,779万3,752円の不足が生じており、不足額は当年度分損益勘定留保資金等で補填されております。

次に、議案第60号 令和6年度大川市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、令和6年度の未処分利益剰余金1億2,122万6,125円のうち、7,081万6,162円を減債積立金に積み立て、4,992万2,387円を資本金へ組み入れ、残余を繰り越すものであります。

委員会では、まず、下水道整備事業の進捗状況についてただしたところ、現在、下水道事業認可区域は296ヘクタールであり、令和6年度末における整備面積は240ヘクタールで整備進捗率は約81%であるが、令和6年度からは水処理センターの増設工事に着手し、優先的に進めていることから、管渠整備を抑制している旨の答弁がなされました。

次に、水処理センターを増設することに伴い、今後、管渠整備を拡充する考えはあるのかただしたところ、あくまで水処理センターの増設の目的は、下水道施設が供用開始から約20年を経過する状況にあり、主要な機器に故障が発生した場合、汚水処理等に及ぼす影響が大きく、下水道を使用されている市民の方に迷惑をおかけすることがないように工事を行っているものであり、管渠整備については、現在策定している下水道整備計画の見直しの検討も必要である旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、議案第58号は原案のとおり認定すべきもの、また、議案第60号は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で私の報告を終わります。

○議長（永島 守）

産業建設委員長の報告は終わりました。

これから産業建設委員長の報告に対し質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はないようでございますので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

まず、議案第52号 大川市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号 令和6年度大川市水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第58号 令和6年度大川市下水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第59号 令和6年度大川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第60号 令和6年度大川市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、決算特別委員会に付託をいたしておりました議案第53号 令和6年度大川市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これから決算特別委員会における審査の経過並びにその結果について、決算特別委員長の報告を求めます。決算特別委員長、遠藤博昭議員。

○決算特別委員長（遠藤博昭）（登壇）

おはようございます。私は決算特別委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第53号 令和6年度大川市一般会計歳入歳出決算認定につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

なお、決算特別委員会におきましては、永島議長も議長の立場で参加され、また、議員多数が傍聴参加されております。審査の過程では、各款にわたり多くの質疑、意見が交わされました。委員長報告につきましては、私のほうで主なものを取りまとめておりますので、よろしく願いいたします。

決算規模並びに収支の状況については、歳入が200億3,836万2千円、前年度と比較して13億8,327万3千円、率にして7.4%の増、歳出が196億1,135万9千円で、同じく前年度と比較して12億9,662万円、率にして7.1%の増となっております。

以下、委員会で交わされました質疑、意見の主なものについて、歳出から申し上げます。

まず、2款1項14目大川の駅整備振興費に関し、市長は就任前から「大川の駅」の整備には170億円から200億円以上がかかると言われていたが、今でも公民館での会合など、いろいろところで発言されている。その数字に明確な根拠があるのかただしたところ、建物の部分についてはあるが、そのほかについては明確なものはない。行政改革推進委員会でいずれ明らかになると思う旨の答弁がなされました。

委員からは、市長の回答から、170億円から200億円以上という数字に明確な裏づけがないことを認識した。市民に対して機会があれば訂正をお願いしたい旨の意見が開陳されました。

次に、同じく大川の駅整備振興費に関し、「大川の駅」整備予定地であったところは今後どのようにされるのかただしたところ、様々な英知を集め、鋭意検討したい旨の答弁がなされました。

さらに、当該土地の農地法などの位置づけはどのようになっているのかただしたところ、

農地転用は「大川の駅」整備が条件であったため、農地、いわゆる青地のままである。今後新たに活用していくとなれば、農地転用や農振除外などの手続が必要である旨の答弁がなされました。

次に、3款1項2目老人福祉費の高齢者福祉事業に関し、お風呂困窮者支援事業協力金について、利用者数と利用者のうち、家にお風呂がない方の人数についてただしたところ、利用者の実人数は12名で、6年度の利用回数は延べ1,537回である。また、12名のうち、家にお風呂がない方等は5名である旨の答弁がなされました。

さらに委員からは、この事業は、元々は家にお風呂がない方や家のお風呂に入れない方向けの事業で、加えて、老人福祉センターの老朽化によってお風呂サービスを廃止するにあたり、その利用者も特例として対象者としたものであり、その合算の人数を言われたと思う。今後、どれぐらいの人数の方への対応が必要であるのかを確認していただきたい旨の意見が開陳されました。

次に、3款2項1目児童福祉総務費の放課後児童健全育成事業に関して、6年度から大川市全体で学童保育所の運営を行うため、社会福祉協議会に事業委託をしているが、現在、学童保育所において待機児童がいるのか、また、支援員の確保について、一体的経営を行うことによって成果が出ているのか、問題点などないかただしたところ、待機児童は現在2か所で発生している。支援員については、現在83名を配置し、現状は特段問題ないが、高齢化が進んでおり、入替えの方法や人員の確保が今後の課題であると考えている。運営面では、大きな事故もなく、円滑に進めていただいている旨の答弁がなされました。

次に、4款2項2目塵芥処理費のごみ減量化、リサイクル事業に関し、近年のごみの量とリサイクルによって得る収入についてただしたところ、燃やせるごみの量は、令和元年度は8,470トンだったところ、6年度は7,203トンで、約1,200トンの減量となっている。要因といたしましては、近年ごみの分別が進み、プラスチックをしっかりと分別していただいていることが考えられる。環境課の裏のリサイクルステーションも1日平均150人程度の多くの方々に利用いただき、ごみの分別を行っていただいている。また、資源ごみとして金属等から得る収入は、年間700万円程度である旨の答弁がなされました。

さらに委員からは、現在の焼却炉をいかに長くもたせるかが課題だと思う。まず環境課として、炉がしっかりと長もちするよう計画を立て、ごみ減量化を図っていただきたい旨の意見が開陳されました。

次に、6款1項3目農業振興費に関し、スマートアグリ推進事業費補助金についてただしところ、ソフト事業として次世代のイチゴ産地形成と収益向上を目的として若手イチゴ農家9名のグループによるICTを活用した環境測定、ドローンカメラとAI画像解析による生育診断や病害虫検知技術の取得等の取組を支援し、平均単収はイチゴ部会を14%上回る結果を得ている旨の答弁がなされました。

次に、6款1項3目農業振興費に関し、大川市農福連携推進事業費補助金についてただしところ、高齢化や後継者不足による労働力の確保が課題である農業分野と障がい者などの雇用の場の確保が課題である福祉分野、双方の課題を解決するための取組で、道海永寿会が運営する障害者就労支援センターきむろが行っている菊芋の作付に対して助成を行っており、市内の農業者と連携して菊芋を栽培し、菊芋や菊芋を使用した総菜を鐘ヶ江の味彩館で販売している旨の答弁がなされました。

次に、7款1項7目シティセールス事業費に関し、「大川家具」ブランディング戦略策定業務委託料についてただしところ、大川家具の事業者と家具購入者に対し、大川家具のブランドイメージ等の調査を行い、その結果を基に新たにシティセールスの方向性を定めたプランを策定し、大川家具のブランディングだけではなく、大川市に家具を見に来てもらう、買いに来てもらうPRを行う予定である旨の答弁がなされました。

委員からは、今まで成果が上がらなかった事業もあり、実績につながったのか、きちんと検証する必要がある。現状は、物価高騰で家具が売れない。その中でどうあるべきか考え直す時期ではないか。大川家具のために何が必要か、地に足をつけたやり方を考えていただきたい旨の意見が開陳されました。

次に、8款6項1目住宅管理費に関して、市営住宅小保団地21棟内部改修工事についてただしところ、小保団地21棟の16戸の室内段差解消、3点給湯、高齢者用浴槽設置等の改修を行っている。これまでも内部改修工事は他の棟で行ってきており、今回の21棟が小保団地での最後の内部改修工事になる旨の答弁がなされました。

次に、10款2項3目学校建設費に関し、学校の施設設備の改修等の今後の方向性や優先順位についてただしところ、建物の改修等に関しては、大川市学校施設長寿命化計画を策定しており、その計画に沿って行っている。大川小学校、田口小学校の体育館改修工事もその計画に基づいたもので、今年度は川口小学校の体育館、来年度は田口小学校の校舎の改修等を予定している。この計画のほか、安全上、緊急に改修等を行う必要が生じたものは優先的

に対応していきたい旨の答弁がなされました。

次に、10款6項1目社会教育総務費の文化振興文化財保護事業に関し、民俗芸能保存育成補助金について、交付団体をただしたところ、上新田水天宮子ども船太鼓保存会、紅粉屋四ツ竹踊保存会、城町八坂神社獅子舞保存会、田口町祇園祭獅子舞保存会、雲助道中保存会、下木佐木町祇園祭獅子舞保存会、船曳きまつり実行委員会である旨の答弁がなされました。

さらに委員からは、現在、1団体3万円ほどの補助金が交付されているが、民俗芸能を保存するために、町内などからも補助金をもらったりして苦勞されているのではないかと思う。伝統を守っていただくことは大変なことだと思うので、今後、補助金等に検討できる余地があればよろしくお願ひしたい旨の意見が開陳されました。

次に、歳入に関して申し上げます。

1款1項市民税について、前年度より減少した理由についてただしたところ、個人市民税については、令和6年度に定額減税が行われた影響によるものであり、法人市民税については、漁業や情報通信、医療、福祉、サービス業などの業種で業績が低調であったことから、全体として減収した旨の答弁がなされました。

最後に、総括質疑においては、各委員から意見や要望が述べられましたので、簡潔に紹介いたします。

財政状況が困難な折であるが、職員一丸となり、今後も市民のための政策をよろしくお願ひする。

今日まで、ふるさと納税は大幅にアップしているが、今年は食品類の増加が顕著であるとのことである。市長にはいろいろなところに足を運んでセールスをしていただきたいし、私たちがそれ以上に頑張るつもりである。今後もより多くのふるさと納税をいただけるようによろしくお願ひする。

この決算を来年度予算に生かさなければならない。やはり大川市の人口の年齢構成の状況、出生率、生産年齢人口の減少、そして高齢化、そのようなことを考えながら、地方だからと諦めず、都会に負けないような格差をなくす政策をしっかりと打っていただきたい。そして、子どもたちが、大川に住んでよかった、夢がある、仕事があると思える未来を想像しながら仕事をしていただきたい。

決算を見ると市が様々なことに取り組んでいることが分かり、感謝する。特に、重層的支援体制などは、誰一人として置き去りにしないという気持ちの元での政策であったと思う。

高齢者から小さいお子様まで全ての方に、何かあれば、市の支援が必要なところに行き届くというのが市民の願いである。今後も市民にしっかり寄り添った支援体制をよろしく願います。

市民税の減少、特に法人市民税の減少は大きいと感じた。大川市の人口は1年に500人ほど減少しているが、10年後には5千人も減って2万5千人で予算をつくるということになる。このスピードを少しでも緩やかにするのが市政運営ではないかと思う。そのためにはやはり、市民の声を聞き、市民のための行政運営が必要になるのではないかと考えている。

市長が当選された折に掲げられた「大川の駅」白紙撤回は大川市をよくするための公約だったのではないかと。白紙撤回したらそれで終わりではないと思う。どのようにして大川をよくするのか、それが最終的な目的であったはず。市長が言われる賢く縮むではなく、賢くどんどん大きくなるという考えでなければ、大川は沈没してしまう。市長も職員も一致団結して取り組んでいただきたい。私達も努力する。

今回の委員会では、市長がいろいろな形で言われている「大川の駅」事業費170億円から200億円以上の数字の根拠、資料等について、見当たらないとの発言があった。これを反省していただき、機会を捉えて御自身で市民に対し訂正してほしいとお願いしたところ、了承していただいた。誤った情報が故意に流され、市民をあおり、行われたのがあの署名運動だったのではないかと。「大川の駅」構想には、人口減少が進み、産業が低迷する大川を何とかよくしようと、今やれることをやろうという思いがあった。市長には、後世に悔いを残さぬよう何かお考えがあるか、なければ今後しっかりと考えていただきたい。

今回明らかになったのは、「大川の駅」に関し、市長が言われている事業費170億円から200億円以上という数字に根拠がないということ。また、跡地がまだ農地だということで、農地法上好ましくない状態で放置されていることである。早く解決して、次の目的を持って使えるようにするのが行政の仕事であると思う。市長はいろいろな方にお話を聞いているからと言われるが、ごく一部の方ではなく、幅広く市民の意見を聞いていただきたい。そして、新たな政策を行う場合は議会に相談していただきたい。市長は議会を悪者扱いされるが、市長の思いに納得すれば議会も賛同するし、そのようにして新しい政策が進んでいくと思う。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、賛成全員で本案は原案のとおり認定すべきものと決した次第であります。

以上で私の報告を終わります。

○議長（永島 守）

傍聴席は御静粛をお願いをいたします。

決算特別委員長の報告は終わりました。

これから決算特別委員長の報告に対し質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、通告をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はないようでございますので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、通告をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

それでは、議案第53号 令和6年度大川市一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を決算特別委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は決算特別委員長報告のとおり認定されました。

ここで暫時休憩をいたします。

なお……（「議長、動議」と呼ぶ者あり）ちょっと待ってください。動議。（「はい」と呼ぶ者あり）賛同者は誰かいますか。（「はい」と呼ぶ者あり）動議成立いたしました。何でしょうか。西田議員。

○4番（西田 学）

議長不信任決議を動議として提案いたします。

○議長（永島 守）

はい。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。

午前10時27分 休憩

午前11時19分 再開

○議長（永島 守）

休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

次に、この際、お諮りをいたします。本日、お手元に配付のとおり、市議会議員西田学君外3名から、議案第67号 永島守議員に対する議長不信任決議が提出されました。

本件については私の一身上の事件でありますので、地方自治法第117条の規定により、退席させていただきます。

〔永島議長退席〕（傍聴席より拍手する者あり）（傍聴席より発言する者あり）

○副議長（平木一郎）

静粛にお願いいたします。

ただいま議長の一身上に関する事件が議題となるゆえをもって退席されましたので、これから私が議長の職を執ることといたします。よろしくお願いいたします。

それでは、この際、お諮りいたします。本日、西田学議員外3名から、永島守議員に対する議長不信任決議が提出されております。

この際、これを本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、提出者の説明を求めます。4番。

○4番（西田 学）（登壇）

皆さんおはようございます。議席番号4番、西田学です。議長不信任決議提出の理由を説明いたします。

この9月議会一般質問での議長采配に問題がありました。中立であるべき議長が、9月5日の宮崎貴仁議員の一般質問時に、立ち上がり、偏った意見を述べました。

定例会は全国的にインターネット配信されているにもかかわらず、高い位置にある議長が立って発信するという前代未聞の異常事態に、市民の方々より、どうした議会か、あるまじき議長の行為と非難の声が多数寄せられました。

議長の使命は言うまでもなく、公平で民主的な進行をすることにあります。永島守議長の采配は明らかに間違っており、議長の資格なしと判断し、永島守議長に対する不信任決議をここに提出いたします。（傍聴席より拍手する者あり）

○副議長（平木一郎）

静粛にお願いいたします。また、動画、録音等されている方は速やかに止めてください。

それでは、これから議案第67号 永島守議員に対する議長不信任決議に対し質疑を行います。

す。質疑を御希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次へ進みます。

次に、本案につきまして、永島守議員から発言の申出がなされております。

つきましては、地方自治法第117条ただし書の規定によりますと、議会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができることとなっております。

ここでお諮りいたします。本案について、永島守議員が会議に出席し、発言することに同意する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕（傍聴席より発言する者あり）

起立多数と認めます。よって、永島守議員の発言については同意することに決しました。

永島守議員の入場を願います。

〔永島議長入場〕（傍聴席より発言する者あり）

議会中です。静かにお願いいたします。

それでは、永島守議員、発言をお願いいたします。

○議長（永島 守）

それでは、議長から発言の許可を得ましたので、発言をさせていただきます。

先ほど、少し私の耳にも入ってございましたけれども、私は御存じのように高い席にいるわけでありましてけれども、今回の質問等については、私は意見等を求められ、その前後のやり取り、そういう中から、これまでのいろんな形での問題点、変なこと、多くは語りませんが、そういうことが常態化しているのがこの大川の市政であり、議会であるわけでありましてから、そこを含めて、私は意見を求められたときに、議長席からこうして座ってお話するのもいかがなものかと。ですから、日頃、議員の皆さんが立って発言をされております。私も求められた発言について、議長席で立って私の意見を述べさせていただきました。これが提案者、今度の不信任決議を提案された方々の目にどのように映ったか分かりませんが、私は厳正中立的な立場でできるだけお話をさせていただいております。

しかし、やっぱり間違ったことは間違っていると、そのことははっきり言わなければ、そのまま物事が進んでしまうわけでありましてから、私は自分の意見を述べただけでございますので、その節ひとつ御理解をいただきますようお願いをしながら、私の弁明を終わらせていただきます。

以上です。

〔永島議長退席〕

○副議長（平木一郎）

永島守議員のほうは退席されましたので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。宮崎議員、賛成……（「反対です」と呼ぶ者あり）反対ですね。龍議員。（「賛成」と呼ぶ者あり）4番西田議員。（「賛成」と呼ぶ者あり）内藤議員。（「賛成」と呼ぶ者あり）遠藤議員。（「反対」「馬淵議員……」と呼ぶ者あり）ごめんなさい。5番馬淵議員。（「反対」と呼ぶ者あり）反対。11番川野議員。（「反対」と呼ぶ者あり）6番永島幸夫議員。（「賛成」と呼ぶ者あり）（傍聴席より発言する者あり）（「傍聴席うるさいぞ」と呼ぶ者あり）傍聴席のほうは何度も言いますけれども、議事録の都合上、お静かにお願いいたします。

それでは、ただいまから討論を行います。まず、2番宮崎貴仁議員。

○2番（宮崎貴仁）（登壇）

議席番号2番、宮崎貴仁です。永島守議員に対する議長不信任決議に対して反対の立場から意見を述べさせていただきます。

先ほど議会運営委員会において不信任決議書を読ませていただきました。これに沿って内容を説明させていただきたいと思います。

9月5日の私の一般質問時に、確かに議長に私が意見を求めました。それは事実であります。その意見を求めた内容はここで繰り返しになりますので申し上げますが、市長のほうからも、6月議会のこと、そして、9月4日の一般質問の中でのこと、御訂正をいただきましたので、ここであえてそのことについて追言はいたしません、そういう状況が発生している中で、本当にこの議会が正常化として動くのか、その内容を中立である議会の長である議長にお尋ねをさせていただきました。ここにある、もちろん「中立であるべき議長が」とありますが、中立であるがゆえに私は御意見を求めました。

次に、「偏った意見」とございます。偏った意見というのはどういう感じで取られているのかは分かりません。私も、議会が終わって、ネット中継で見られた方、もちろん議場にいられた方もありました。お電話もいただきました。特に若い人を含めてですけれども、やっぱり議会は正常化しなくちゃいけない。ああやって質問をしてもらったこと、そして、議長が答弁されたことはまさに議会を正常化するためには本当にいいことだったと、逆に私はお

褒めの言葉をいただきました。（傍聴席より発言する者あり）

○副議長（平木一郎）

傍聴席のほうは静かにお願いいたします。何度も申しますけれども、静かにお願い申し上げます。

○2番（宮崎貴仁）続

だから、意見は、それぞれの立場があつての意見だと思います。だから、そういうふうに、ここに書いてあるように、どうした議会か、あるまじき議長の行為という市民の方よりのお声もあるのも確かかもしれません。でも、片やその一方で、議長の御意見をよりよきほうに取られた方もいらっしゃるのも事実であります。「公平で民主的な進行をする事にある。」とも書いてありますが、もちろんそういう立場から私は意見を求めたのでありまして、それに対する議長の意見をいただき、今回、不信任決議を出されておりますが、これこそまさに不信任決議に私は値するものではないと思いますので、反対討論とさせていただきます。

（「あなた謝んなさいよ」と傍聴席より呼ぶ者あり）

○副議長（平木一郎）

傍聴席に申し上げます。傍聴人に申し上げます。静粛にお願いいたします。

地方自治法第130条第1項の規定により、傍聴人は議事に関して公然と可否を表明したり、または騒ぎ立てるなど会議を妨害することは禁止されておりますので、静粛にお願いいたします。なお、どうしても聞かれない場合は退席の場合があるということを御承知いただければと思います。

議事を進行いたします。次に、8番龍誠一議員。

○8番（龍 誠一）（登壇）

皆さんこんにちは。8番龍誠一でございます。永島守議員に対する議長不信任決議に対して賛成の立場で言わせていただきます。

そもそもこれだけに限らず、いろんな言動の中で、いつの頃からこんなふうになったのかは存じておりませんが、議長がいわゆる傍聴席に対して一発退場を求めてしまうんですね。これもおかしな話で、私が今まで見てきた中では、やっぱり傍聴席に対しては、注意、嚴重注意、さらに注意、そして、3回目ないし4回目ぐらいで初めて市民の皆さんを退席させるという流れづくりができておりました。前回、6月議会で呼んだように、皆さん、一人でも多くの人たちに傍聴に来てくださいと私はお願いを申し上げました。そういう流れの中に、

ちょっと大きな声が上がったり何やかんやしたら、やっぱり市民の皆さんの切なる意見がそういうふうな行動を起こしているわけですから、私たち議員もしっかりとそれを受け止めながら皆さんの御意見を聞いていくような、そういう立場づくりをしていってこそ、初めてこの議会が、議会運営が丸く収まっていくんじゃないかなろうかと思っております。

そういう中では、やっぱり永島守氏が議長として行った行為については間違いであると確信を持って思うものですので、私はこの不信任案を賛成の意見から述べさせていただきます。ありがとうございました。（傍聴席より拍手する者あり）

○副議長（平木一郎）

傍聴人にも申しませんが、拍手というのも、これは可否を判断する材料でありますので、やめていただくようお願いいたします。（傍聴席より発言する者あり）お静かにお願いいたします。お静かにお願いいたします。何度もさんざんと申し上げますけれども、お静かにお願いいたします。

議事を進行いたします。次に、5番馬淵清博議員。

○5番（馬淵清博）（登壇）

皆様こんにちは。議席番号5番、馬淵清博でございます。永島守議員に対する議長不信任決議に対し反対のほうで討論をさせていただきたいと思っております。

そもそも、宮崎貴仁議員の質問の中にもありましたけれども、この問題は明朋会が市政報告だよりを出したことが根源にあると私は考えております。そのことで私は市長が申されたことに対して、一般質問の中で市政報告だよりの件が議題に上がりまして、一部間違った記事が書かれているように市長のほうが言われましたけれども、全て事実でございます。（傍聴席より発言する者あり）壇上で述べております。（「うそ」と傍聴席より呼ぶ者あり）そして、ちゃんと、受け取り方は人それぞれだと思いますが、各自考えがあると思いますけれども、全て事実ののっとなっておりますので御報告申し上げますというふうに壇上で質問をいたしました。それに対して市長の答弁は、「ああいうのを市のお金を使って私はやるべきじゃない。あれは政務調査費でしょう。使ってやられているんでしょう。」。そこで、議長は壇上から、いいえ、違いますよ、私費ですよということを市長に言われました。でも、市長は、ただ……（傍聴席より発言する者あり）

○副議長（平木一郎）

静かにお願いいたします。議事の進行を守ってください。

どうぞ。

○5番（馬淵清博）続

政務調査費でしょうと言われました。「違うんですか。いや、だから、これは議員の品格というものもあるし、ああいうのをしたらやっぱりよくないと私は思います」というふうに市長は述べられました。やはりまだ今でも、この中で、私費でしているというのを違うんですかと言われただけで、きちっと認識をしておられないのではないかと思います。そういうところがあって、今回の議長の発言は、尾を引いてそこまで議長が発言されたものだと思っております。

それで、今さっき言いましたように、議長は議長の席がありますし、そこから質問に対してやはり座って答えるのも失礼ではないかと思いますし、私たちがこうして壇上に上がって答えるのと一緒に議長も立って答えられました。それに対して、あるまじき議長の行為とか、そういうのではなくて、ごく普通の行為だと私は判断をしております。

あくまで明朋会のことがまた今後議題に上がるかと思いますが——不信任案とは関係ございませんけれども、皆さんも明朋会のことが気になると思いますので、質問があれば私のほうにきちっと言っていただきたい。事実に沿って書いておりますので、市長が言われるような、市のお金を使ってやるべきではない、あんなしてよく書かれると、そういうことを言われるのはおかしいと思います。（234ページで訂正）（「議長」と傍聴席より呼ぶ者あり）

○副議長（平木一朗）

議事を進行いたします。

○5番（馬淵清博）続

私は議長不信任案に……（「議長」と傍聴席より呼ぶ者あり）

○副議長（平木一朗）

議事を進行いたします。（「議長」と傍聴席より呼ぶ者あり）静かにお願いいたします。

○5番（馬淵清博）続

反対いたします。（「不信任案に関係ないで自分が言うたやないか」と傍聴席より呼ぶ者あり）

○副議長（平木一朗）

静かにお願いいたします。（「止めんか、そんなら」と傍聴席より呼ぶ者あり）静かにお願いいたします。（「止めんか」「不信任案と関係なかこつば言よる……」と呼ぶ者あり）

静かにお願いいたします。（「止めろ」と呼ぶ者あり）静かにお願いいたします。（「議会議だぞ、おまえ、こら。止めろ、こら」と呼ぶ者あり）私語は慎みなさい。（「私語じゃなか。議会運営じゃないか、こら」と呼ぶ者あり）静かにお願いいたします。議長の……（「……じゃないか、止めろ」と呼ぶ者あり）

ここで暫時休憩いたします。

午前11時40分 休憩

午前11時40分 再開

○副議長（平木一郎）

5番馬淵議員、再開をお願いいたします。

○5番（馬淵清博）（登壇）

失礼をいたしました。私の発言で明朋会のたよりのことを出しましたことは個人的でありましたので、大変失礼だったと思いますので、それは訂正をさせていただきます。でも、先ほど言いましたように、議長が立って答弁をされたということは……（「もうやめろ」「いい」と傍聴席より呼ぶ者あり）座ってだと失礼だと思いますので、そこは御理解をいただいて反対討論とさせていただきます。

以上です。（傍聴席より発言する者あり）

○副議長（平木一郎）

さんざんと申し上げておりますけれども、地方自治法第130条第1項の規定により、傍聴人は議事に対して公然と可否を表明したり、また、騒ぎ立てるなどの会議を妨害することは禁止されておりますので、御静粛をお願いいたします。なお、議長の命令に従わない場合は、地方自治法第130条第1項の規定により退場を命じますので、その辺のところ、大人のルールとしてしっかり守っていただくことをお願い申し上げます。（傍聴席より発言する者あり）静かにお願い申し上げます。（「議長、休憩をお願いします。議論にならない」と呼ぶ者あり）（傍聴席より発言する者あり）

ここで暫時休憩いたします。

午前11時43分 休憩

午後1時 再開

○副議長（平木一郎）

休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

討論を続行いたします。それでは続いて、10番内藤栄治議員。

○10番（内藤栄治）（登壇）

皆さんこんにちは。10番内藤栄治です。午前中いろいろありましたけど、私も賛成討論をさせていただきます。

9月5日、宮崎貴仁議員の一般質問のとき、議長への意見を求められました。議長は個人の意見を述べられ、興奮のあまり議長席を立ち上がり、仁王立ちで述べられました。議長は中立の立場で冷静な行動が求められます。このような見苦しい姿が全国ネットで流れました。これは大川市議会への冒瀆であり、大川市の恥です。このような方が議長とは認められません。よって、不信任案に賛成いたします。

今、午前中の話の中で、議長は立って言われたという。普通、こういう席で立って言うものじゃないんですよ。本当に立って自分の意見を述べたいなら、休憩に落として、自分の席へ戻って大いに発言したほうがいいんですよ。こういう議長の席というのは本当神聖なものやろうと思っております。こういうところを皆さん方が認めるということが本当私には信じられないです。これがまかり通ることになると、大川市議会はどういう市議会かということ世間から本当に笑われますよ。そういうことを皆さん方は肝に銘じて考えてください。

以上です。

○副議長（平木一郎）

続いて、12番遠藤博昭議員。

○12番（遠藤博昭）（登壇）

皆さんこんにちは。今から議長不信任案に対する討論をさせていただきます。

本来、議会というものは、市長の招集があって、それで議会は開かれるわけです。この議会をつかさどっているのはまさに議長であるわけです。そういう中で、宮崎議員、一般質問をされたのは、本会議のこの神聖なる場所において、市長の発言が、あまりにも思い込みや様々の虚偽発言が多いということをつしなめられたわけです。その中で、市長の態度の中に、謝るべきものを謝るべきだと僕は思うんですけども、なかなかその反省の姿が見られない。そこで、宮崎議員は議長に対して、この議会をつかさどる長としての私見を尋ねたわけです。先ほど内藤議員は勘違いされて言われましたけれども、議長は、座ったまま発言すれば横着に見えるだろうからという謙虚な気持ちで立ってお話をされたわけです。（「おかしい」と傍聴席より呼ぶ者あり）

議長が進行をするに当たり、進行が滞ったり議事がおろそかになった事実はどこにもありません。そういうことを鑑みると、このような内容で不信任案を出される議員の資質を問いたくなります。もう少し議員として自覚を持って議場には臨んでほしいと思います。（「あなたがよ」と傍聴席より呼ぶ者あり）

ですから、この議長不信任案には私は反対をいたします。

以上です。（傍聴席より発言する者あり）

○副議長（平木一郎）

次に、6番永島幸夫議員。

○6番（永島幸夫）（登壇）

6番永島幸夫であります。議長不信任案に賛成の立場で申し上げます。

永島守議長は9月5日、一般質問の発言に、事もあろうに立ち上がって発言し、市民を冒瀆する内容でありました。大川市議会はネット通信で全国で見られています。市民の皆様からはどういう市議会かと非難の声が上がっています。議長たるものは議会運営に中立をもって行動すべきであると判断します。大川の恥です。

以上です。（傍聴席より拍手する者あり）

○副議長（平木一郎）

次に、11番川野栄美子議員。

○11番（川野栄美子）（登壇）

今回、私は反対の立場で申し上げます。

皆さんいろいろと意見が出ておりますけれども、先ほど議長が、なぜ自分がここで立って物を言ったかというような弁明がありました。これは聞いた人にやはりきちんとするために自分は立って答弁をしましたということでありました。私もそれは、どうやって立ったかということは分かりませんでしたけど、本人がそう言いましたので、ああ、そういう気持ちで立って言われたんだなということが私は分かりまして、これは、聞く場合に、議長として座って言うときもあるし、立って言うときもあるだろうと思いますけれども、ここに書いてあるように、「どうした議会か」「あるまじき議長の行為」というふうなもので非難する声が数多く寄せられたということでもありますけれども、私はちょっと今日聞いてみましたら、いや、そういうことは全くありませんということがありますから、やはり皆さんそれぞれ見方によっていろいろお考えがあるだろうと私は思っております。ですから、議長たるものが

どういう態度であるのかというのはとても大事なことだろうと思いますが、本心から人を軽蔑して上から威嚇するとかいうふうなものは、これは絶対いけませんよ。いけませんけれども、そうじゃなかったということをここで弁明しました。これを議員はある程度はちゃんと分かってやるような議会でなくちゃならないだろうと思います。

そういうことで私は理解いたしましたので、反対いたします。

以上でございます。

○副議長（平木 一郎）

次に、4番西田学議員。

○4番（西田 学）（登壇）

皆さんこんにちは。議席番号4番、西田学です。議案第67号、議長不信任決議に賛成をいたします。

最初に提案理由を述べました。内容はほぼ一緒ですけれども、賛成の方の意見がいっぱいありましたし、また、聞かれていない方もあると思いますので、もう一回申し上げます。

この9月一般質問での議長采配に問題があった。中立であるべき議長が、9月5日の宮崎貴仁議員の一般質問時に立ち上がり、偏った意見を述べた。定例会は全国的にインターネット配信がされているにもかかわらず、高い位置にある議長が立って発言するという前代未聞の異常事態に、市民の方々より「どうした議会か」「あるまじき議長の行為」と非難の声が本当に数多く寄せられております。

議長の使命は言うまでもなく、公平で民主的な進行をすることにあります。永島守議長の采配は明らかに間違っており、議長の資格なしと判断し、議案第67号、議長不信任決議に賛成をいたします。

それから、もう一つです。永島守議員による令和6年9月の一般質問、1年前ですね。選挙前でした。この議事録の89ページにこう書いてあります。一回しか言いません。ゆっくり読みますので。「軟弱地盤の改良、要するに費ですね。97億円ですよ。合わせて事業費が73億円と。あれはあくまで私も最初、要するに——あくまで概算で、出せ出せと言われたから出したという数字だと私は記憶しております。」、守議員もこういうことを記憶しているということですね。これを1年前に、この議会、一般質問で述べられております。これが守議員の質問内容の一部です。

それで、これは6月議会、前回の議会では私は質問をしました。概算で軟弱地盤の改良費が

97億円という文書を出したことはありますかという質問を市当局にいたしましたところ、回答は、大川の駅整備振興課長心得の甲斐課長の答弁は、記憶にございませんというものでした。（「不信任案と何の関係があるの」と呼ぶ者あり）永島守議員とつながっております。これは最新号の9月の議会だよりも私は載せております。文書はありますかという問いに対して記憶にございませんというのが文書になっております、議会だよりもです。

それで、97億円、地盤改良費と、73億円。当初は73億円でした、PFIになるかもしれないということで。実際にDBOになりまして、合計60億円になりましたけれども、当時は73億円でした、設計土木工事費。73億円とこの地盤改良費97億円を足せば、ちょうど170億円になります。

以上です。（傍聴席より発言する者あり）（「意味分かん」と呼ぶ者あり）

○副議長（平木 一郎）

5番馬淵議員。

○5番（馬淵清博）

先ほどの西田議員の討論の中に地盤改良のことがありましたけれども、それは今回の議案と関係ないと思いますので、申し述べたいと思います。私も先ほど訂正いたしましたので、よろしく願いいたします。

○副議長（平木 一郎）

議事録を確認の上、調整させていただきたいと思っております。

これをもって討論を終結し、これから採決を行います。

議案第67号 永島守議員に対する議長不信任決議のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕（「立たないの」「立たんか」「なし」と傍聴席より呼ぶ者あり）

起立少数と認めます。よって、本決議案は否決されました。

ここで永島守議員の入場並びに議長交代のため、暫時休憩いたします。

午後 1 時15分 休憩

午後 1 時16分 再開

○議長（永島 守）

休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

午後 1 時16分 休憩

午後 1 時40分 再開

○議長（永島 守）

休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

次に、この際、お諮りいたします。本日、お手元に配付のとおり、市長から議案第66号 工事請負変更契約の締結についての議案の送付がなされ、これを受理いたしましたので、この際、御報告を申し上げるとともに、これを本日の日程に追加し、直ちに上程したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、議案の朗読を省略し、議案第66号 工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

これから提案理由の説明を行います。

議案第66号について、市長の提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（江藤義行）（登壇）

本日ここに、追加として提案させていただきました議案第66号 工事請負変更契約の締結について御説明を申し上げます。

本議案は、旧緒方家住宅保存修理工事についてでありまして、令和6年3月29日に契約締結し、現在鋭意施工中であります。解体後の調査で判明した想定を上回る劣化に対応するための増工等により、大川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に定める金額を超えることとなったため、同条の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（永島 守）

次に、この際、お諮りをいたします。ただいま議題といたしております案件については、委員会付託を省略し、直ちに本会議で審議をいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、ただいま議題といたしております議案第66号 工事請負変更契約の締結についての質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、通告をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、通告を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

それでは、議案第66号 工事請負変更契約の締結についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、会議録署名議員を指名いたします。

3番古賀寿典議員、4番西田学議員、以上2名を指名いたします。

以上で本定例会の議事は全て終了いたしました。

なお、ここで市長から発言の申出がっておりますので、この際、お願いをしたいと思います。市長。

○市長（江藤義行）

ただいま議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、提案いたしました議案について慎重に御審議の上、御議決いただきましたことに対して厚くお礼を申し上げます。

また、審議の過程で議員の皆様から多くの貴重な御意見や御助言等をいただきました。これらを十分に尊重し、今後の市政運営に生かしてまいりたいというふうに思っております。

引き続き議員の各位の御理解と御協力をお願い申し上げ、簡単ではございますが、閉会の御挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

○議長（永島 守）

それでは、これにて令和7年第4回大川市議会定例会を閉会いたしますけれども、今後とも皆様方の御支援、御協力をしっかりとお願いしながら終えたいと思います。御苦労さんで

ございました。ありがとうございました。

午後 1 時45分 閉会

以上、会議の次第は、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

大川市議会議長 永 島 守

大川市議会副議長 平 木 一 朗

大川市議会議員 古 賀 寿 典

大川市議会議員 西 田 学